

○視能訓練士免許証の再交付申請手続について

<b>手続概要</b>	視能訓練士の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。
<b>根拠法令</b>	視能訓練士法施行令第6条、視能訓練士法施行規則第6条
<b>申請方法</b>	<b>【提出先】</b> 申請書類等は、住所地の保健所（一部県については県庁）へ提出してください。 <b>【受付時間】</b> 保健所（一部県については県庁）の業務時間内
<b>その他</b>	<b>【手続対象者】</b> 視能訓練士免許証を破ったり、汚したり、紛失して免許証の再交付を希望する視能訓練士 <b>【提出時期】</b> 随時 <b>【手数料(説明)】</b> 手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。 <b>【相談窓口】</b> 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係